



自分らしく、いきる。 成年後見制度、看取りとは 成年後見センター・あんしんサポ トあらかわ

「自分らしく生きる。住み慣れた場所で
最期まで暮らしたい」

皆さんが希望されていることですが、
なかなか難しいです。今回は成年後見
制度と看取りの講座についてご案内致
します。

認知症になったり、知的障がい、精
神障がいなどのために自分自身で十分
な判断をすることができない方々が
います。成年後見制度は預貯金の解約や
払い戻し、介護サービスなどの利用、
入院手続きなどの各種手続きを本人の
意思を尊重して不利益が生じないよう
に生活面に配慮しながら支援してくれ
る人を定め、これらのことをお願いす
る制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と
「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、判断能力が不十分
な人（日常的な買い物はできるが、重
要な財産行為は誰かの援助が必要）か
ら判断能力がほとんどない人（日常的
な買い物も自分ではできない）が利用
でき、本人の判断能力の程度により、

後見・保佐・補助と支援の形があります。
家庭裁判所が適任と見られる成年後見人
等を選任します。

任意後見制度は、判断能力のある方
（自分で何でも決めることができる人）
が認知症などで将来判断能力が低下した
時に備え、あらかじめ任意後見人を自分
で決め、公正証書で契約しておきます。

任意後見契約は本人が生きている間の契
約で本人の死亡によって終了します。た
だし、死後の事務として葬儀や埋葬、永
代供養の手配・支払いなどについては「死
亡時の特記事項」として委任することが可
能です。また、見守り契約を結ぶことで
本人の生活状況を定期的に見守り、判断
能力低下の事態に適切に対応できます。

契約時に遺言を作成して遺言内容の手續
きをすすめる「遺言執行者」を定めておく
ことが望まれます。成年後見制度につい
て詳しく知りたい方は「荒川区社会福祉協
議会成年後見センター・あんしんサポー
トあらかわへ」相談ください。（相談無
料） ☎（3802） 3396 FAX（389
1）5290

また、成年後見制度の利用されている
方と援助をされた方の講座が「成年後見制
度を知ろう」が二月二十四日（金）午後二
時～三時三十分 アクロスあらかわ多目
的ホールであります。参加無料。
「最期は自分らしく」

◇成年後見制度を知ろう◇

日時：平成29年2月24日（金）午後2時～3時30分

会場：アクロスあらかわ多目的ホール 定員：30名 無料

お問合せ 申込先 荒川区社会福祉協議会成年後見センター・あんしんサポートあらかわ

☎（3802）3396 FAX（3891）5290

◇最期は自分らしく◇

「荒川区における在宅看取りについて」荒川社協法人後見における
チームケアによる看取り事例紹介」

日時：平成29年2月25日（土）午後2時～4時

会場：サンパール荒川4階 第二・第三集会室

申込み不要

自分の人生の最期は自分で決めたい。自
宅で最期を迎えたいと思っても、病
院や施設で最期を迎える方が多いのが現
状です。荒川区における在宅看取りにつ
いてや看取り事例の紹介が荒川区医師会
副会長 斎藤医院 守屋仁布医師による
講座があります。
成年後見制度、看取りについて、知っ
ておくことで自分らしくより安心して暮
らせることと思えます。ぜひ、ご参加く
ださい。